

令和2年度  
第1回

# 今金町地域交通協議会

(今金町地域公共交通確保維持改善協議会)

## 議案

(書面会議)

# 次 第

## 1、報告事項

報告第1号 委員の変更について

報告第2号 令和元年度デマンドバス利用状況について

## 2、付議事項

議案第1号 地域内フィーダー系統確保維持計画について

議案第2号 令和2年度事業予定について

## 今金町地域公共交通確保維持改善協議会 委員名簿

任期 委嘱の日～令和3年3月31日

No	役職	委員名	所属
1	会長	外 崎 秀 人	今金町長
2	副会長	辻 紀 英	今金町社会福祉協議会
3	監事	藤 川 治 喜	自治会町内会連合会
4	監事	加 藤 秀 明	今金町民生委員児童委員協議会
5	委員	經 亀 真 利	国土交通省北海道運輸局 函館運輸支局
6	委員	幅 口 一 路	北海道檜山振興局
7	委員	西 川 達 也	函館バス株式会社
8	委員	松 本 年 弘	有限会社東ハイヤー
9	委員	田 中 春 次	今金町老人クラブ連合会
10	委員	仁 木 幹 雄	田代連合自治会
11	委員	小 池 令 子	八束連合自治会
12	委員	鈴 木 一 雄	豊田連合自治会
13	委員	水 上 清 司	金原連合自治会
14	委員	大 岩 伸 一	函館地区交通運輸産業労働組合協議会

### 事務局

山 田 薫 鈴 木 正 之 植 村 亜 耶 木 元 希	町まちづくり推進課長 同課長補佐 同 係 同 係
--------------------------------------	-----------------------------------

### 庁舎内ワーキング委員会

保健福祉課・教育委員会事務局・国保病院

## 報告第1号 委員の変更について

今金町地域公共交通確保維持改善協議会規約第4条第3項の規定により、下記のとおり委員を変更したので報告いたします。

新委員 幅口一路 委員（北海道檜山振興局）

旧委員 東野政史 委員（北海道檜山振興局）

## 今金町地域公共交通確保維持改善協議会規約

(目的)

第1条 今金町地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、地域内フィーダー系統確保維持計画の作成に関する協議及び今金町地域における公共交通の確保維持改善及びバス交通のあり方を協議し、企画し、実行することを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1今金町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 公共交通の確保維持改善の協議に関すること
- (2) 町内バス交通のあり方に関すること
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定及び変更の協議に関すること
- (4) 確保維持計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (5) 確保維持計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 今金町長
  - (2) 国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長が指名する者
  - (3) 北海道檜山振興局長が指名する者
  - (4) 町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送業者
  - (5) 町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送業者
  - (6) 住民又は利用者の代表
  - (7) 今金町長が指名する者及び今金町職員
  - (8) そのほか協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。
- 4 委員は無報酬とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長)

第6条 会長は、今金町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 監事は会長が指名する者をもって充てる。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監査は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議決方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

6 協議会は、委員のほか、必要に応じて、資料の提出、会議への出席又は助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 委員は協議会で決議された事項について、その結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第11条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営そのほか必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の運営に関する事務を行うため、今金町まちづくり推進課内に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、まちづくり推進課長をもって充てる。

3 事務局員は、会長の指名する今金町職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほかの事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納そのほか財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成25年4月26日から施行する。

報告第2号 令和元年度デマンドバス利用状況について

■八束・白石地区

(人)

	行き1便 スクール	行き2便	行き3便 上:八束白石 下:まちなか	行き合計	行き スクール 除く合計	帰り1便 上:八束白石 下:まちなか	帰り2便 上:スクール 下:デマンド	帰り3便 上:スクール 下:デマンド	帰り4便	帰り5便	帰り合計	帰り スクール 除く合計	行・帰 合計	行・帰 スクール 除く合計	まちなか
H31. 4月	44	5	54	103	59	41	1 0	0 3	10	1	56	55	159	114	-
R元. 5月	50	9	48	107	57	55	0 0	0 0	5	0	60	60	167	117	-
R元. 6月	57	11	49	117	60	48	1 0	1 0	3	1	54	52	171	112	-
R元. 7月	43	9	43 64	159	116	40 10	0 0	0 0	10	0	60	60	219	176	74
R元. 8月	26	8	31 99	164	138	46 10	0 0	0 1	5	0	62	62	226	200	109
R元. 9月	56	8	42 82	188	132	43 12	1 0	0 0	5	1	62	61	250	193	94
R元.10月	55	7	49 68	179	124	43 9	1 0	0 0	4	0	57	56	236	180	77
R元.11月	52	10	38 98	198	146	35 26	3 0	0 0	5	0	69	66	267	212	124
R元.12月	46	8	48 123	225	179	56 23	0 0	0 0	8	4	91	91	316	270	146
R2. 1月	18	12	47 102	179	161	40 25	0 0	1 0	18	0	84	83	263	244	127
R2. 2月	44	8	42 137	231	187	37 17	2 0	1 0	14	1	72	69	303	256	154
R2. 3月	0	7	24 98	129	129	27 12	0 1	0 0	1	0	41	41	170	170	110
合計	491	102	515 871	1,979	1,488	511 144	9 1	3 4	88	8	768	756	2,747	2,244	1,015

■金原・豊田地区

(人)

	行き1便 スクール	行き2便	行き3便	行き合計	行き スクール 除く合計	帰り1便	帰り2便 上:スクール 下:デマンド	帰り3便 上:スクール 下:デマンド	帰り4便	帰り合計	帰り スクール 除く合計	行・帰 合計	行・帰 スクール 除く合計
H31. 4月	0	3	23	26	26	15	0 0	0 0	7	22	22	48	48
R元. 5月	0	3	26	29	29	25	0 0	0 0	1	26	26	55	55
R元. 6月	0	5	22	27	27	15	0 0	1 0	0	16	15	43	42
R元. 7月	0	6	17	23	23	19	0 0	0 0	3	22	22	45	45
R元. 8月	0	7	19	26	26	18	0 0	0 2	1	21	21	47	47
R元. 9月	0	7	20	27	27	23	0 0	0 0	0	23	23	50	50
R元.10月	0	7	13	20	20	17	0 0	0 0	1	18	18	38	38
R元.11月	0	8	30	38	38	21	1 0	0 0	6	28	27	66	65
R元.12月	0	4	23	27	27	16	0 0	0 0	5	21	21	48	48
R2. 1月	0	6	19	25	25	18	0 0	0 5	0	23	23	48	48
R2. 2月	0	5	15	20	20	14	4 0	0 0	5	23	19	43	39
R2. 3月	0	3	9	12	12	13	0 0	0 0	2	15	15	27	27
合計	0	64	236	300	300	214	5 0	1 7	31	258	252	558	552



■田代・稲穂地区

(人)

	行き1便	行き2便	行き合計	帰り1便	帰り2便 (土曜日)	帰り3便 (土曜日)	帰り4便	帰り合計	行・帰 合計
H31. 4月	5	34	39	25	0	0	9	34	73
R元. 5月	6	22	28	25	0	0	0	25	53
R元. 6月	6	43	49	38	0	0	4	42	91
R元. 7月	2	39	41	33	0	0	6	39	80
R元. 8月	7	34	41	31	0	0	10	41	82
R元. 9月	5	28	33	27	0	0	5	32	65
R元.10月	6	41	47	30	0	0	11	41	88
R元.11月	4	26	30	19	0	0	7	26	56
R元.12月	7	38	45	33	0	0	6	39	84
R2. 1月	4	28	32	20	1	0	6	27	59
R2. 2月	4	32	36	22	0	0	5	27	63
R2. 3月	5	30	35	26	0	0	9	35	70
合計	61	395	456	329	1	0	78	408	864

4路線合計	3,661人
-------	--------

# 議案第 1 号 地域内フィーダー系統確保維持計画について

## 令和 3 年度今金町地域内フィーダー系統確保維持計画

今金町地域公共交通確保維持改善協議会

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

今金町の人口は 5,628 人（27 年国勢調査）で内 75 歳以上の高齢者は、既に住民の 5 人に 1 人にあたる 1,200 人規模（2015 年）に達し、今後さらに増えていくことが予想されており、これまでの自家用車中心の地域交通のままでは、今後日常生活において不便になる世帯が増加することが懸念される。

本町の公共交通機関として、旧国鉄廃止後の代替バスである地域間幹線系統「瀬棚線」が国道 230 号線で運行されているが、国道から外れた町の南部地区（八束・白石地区、金原・豊田地区、日進地区、田代・稲穂地区）についてはスクールバスと患者輸送（福祉）バスが運行されているのみであり、地域間幹線系統への接続や市街地への外出が困難な交通空白地域である。

このため、自動車での移動が困難な高齢者等の生活交通路線の確保と、交通空白地域の解消を目的として、平成 26 年 10 月から八束・白石地区、平成 27 年 10 月から金原・豊田地区及び日進地区、平成 28 年 10 月から田代・稲穂地区において、スクールバス一般混乗の導入及び地域間幹線系統に接続するフィーダー系統（デマンドバス）の運行を開始した。今後、このデマンドバスを持続的な公共交通として地域に定着させることが必要である。

### 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

#### (1) 事業の目標

運行地区全体の利用者数 3,600 人

一運行当たりの輸送人数 4.5 人

【参考数値】※日進地区は補助対象外系統

	H29.10月～H30.9月		H30.10月～R元.9月	
	利用者数	一運行当たり	利用者数	一運行当たり
八束・白石地区	1,757 人	5.0 人	1,884 人	5.9 人
金原・豊田地区	518 人	3.1 人	630 人	3.0 人
日進地区	11 人	1.0 人	4 人	1.3 人
田代・稲穂地区	697 人	2.8 人	906 人	3.1 人
計	2,983 人	3.9 人	3,424 人	4.2 人

#### (2) 事業の効果

- ① 幹線バス（長万部～せたな間）へのアクセスができ、利用促進が図られる。
- ② 各地区と市街地間における移動手段が充実する。
- ③ 各地区と病院や商業施設等が結ばれることで日常生活に必要な社会基盤が維持される。
- ④ 地区内外問わず高齢者の社会参加が促進される。
- ⑤ 行政サービスの向上が図られる。
- ⑥ 高齢者の交通事故の減少が図られる。

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

各運行地区住民を対象とした説明会の実施や、町広報紙へ掲載することにより再周知及び普及啓発を行う。(今金町)

**4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

**5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者**

運行経費から国庫補助金額及び営業収入を差し引いた差額分を、今金町から運行事業者へ補助する。

**6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称**

有限会社 東ハイヤー

**7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法**

該当なし。

**8. 別表1の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要**

該当なし。

**9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**

該当なし。

**10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**

該当なし。

**11. 外客来訪促進計画との整合性**

該当なし。

**12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

**13. 車両の取得に係る目的・必要性**

該当なし。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

該当なし。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし。

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

該当なし。

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

該当なし。

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要

該当なし。

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

該当なし。

21. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 25 年 4 月～令和元年 6 月  
前年度以前の申請計画に記載のため省略
- ・令和元年 12 月 19 日 令和元年度第 2 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会  
事業評価の実施、車両導入補助について
- ・令和 2 年 3 月 26 日（書面開催）令和元年度第 3 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会  
次年度事業計画（案）について
- ・令和 2 年 6 月 日（書面開催）令和 2 年度第 1 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会  
本計画の承認、年間事業計画の承認

## 22. 利用者等の意見の反映状況

・平成 24 年度に町独自で実施した今金町地域交通サービス導入調査において、各地区（13 地区）住民聞き取り調査、各地区代表及び民生委員等 30 名でのワークショップを開催し、地域住民の交通課題及びニーズの把握を行い、それをベースとした報告書を作成した。

・平成 25 年度には上記報告書をもとに八東・白石地区を対象エリアとして 9 月・2 月に実証調査運行を実施した。実施後にアンケート等を行い、課題把握を行った。これらのデータをもとに協議会で検討を経て、平成 26 年 10 月から八東・白石地区での本格運行を開始した。

・平成 26 年度には 9 月・2 月に金原・豊田地区、日進地区で実証調査運行を実施し、実施前後に当該地区の民生委員にも協力を得てアンケートや聞き取りを行ったほか、八東・白石地区では利用者から運行事業者へ日常的に届く声に基づいて運行事業者においても聞き取りを行っていただき、平成 27 年 4 月から運行時刻の変更などを行った。その後協議会での検討を経て、平成 27 年 10 月から金原・豊田地区、日進地区でも本格運行を開始し、日進地区においては実証調査運行時と地区住民の状況が変わったことなどを地区の集会時等に聞き取りした。

・平成 27 年度には 9 月・2 月に田代・稲穂地区で実証調査運行を行い、それぞれ実施前に利用見込者に対し説明や聞き取りを行うほか、2 月には当該地区住民を対象にアンケートを行った。その後協議会での検討を経て、平成 28 年 10 月から同地区で本格運行を開始した。

・平成 29 年 4 月から、利用者より聴取した意見に基づいて協議会において検討し、時刻表のレイアウトを改正した。

・平成 30 年 4 月から、電話の他 F A X での予約受付を開始した。また、F A X 予約様式を作成し、老人クラブなど団体での受付も可能とした。

・平成 30 年度にはかねてより利用者から意見のあった市街地内での乗降について検討を行い、9 月・2 月に八東・白石地区の下車エリア（市街地）内での乗車を可能とした実証調査を実施し、令和元年 7 月から本格導入した。

## 23. 協議会メンバーの構成

(1) 関係都道府県 北海道檜山振興局地域創生部地域政策課

(2) 関係市町村 今金町まちづくり推進課

(3) 関係交通事業者 函館バス株式会社、有限会社東ハイヤー

(4) 地方運輸局 函館運輸支局

(5) その他協議会が必要とする者（次の各団体からの代表者）

今金町社会福祉協議会、今金町自治会町内会連合会、今金町老人クラブ連合会、今金町民生委員児童委員協議会、田代連合自治会、八東連合自治会、豊田連合自治会、金原連合自治会、函館地区交通運輸産業労働組合協議会

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 北海道瀬棚郡今金町字今金 4 8 番地の 1

(所属) 今金町まちづくり推進課企画政策グループ

(氏名) 植 村 亜 耶

(電話) 0 1 3 7 - 8 2 - 0 1 1 1 (内線 1 3 2)

(E-mail) imk-kikakushinko@town.imakane.lg.jp

議案第2号 令和2年度事業予定について

月	時期	実施内容
4月	－	前年度より引き続き、4路線及び市街地でデマンドバス運行
5月	下旬	<b>第1回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催（書面会議）</b>
6月	末まで	令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請
7月	－	
8月	－	
9月	末	デマンドバス令和2年度運行終了
10月	1日から	デマンドバス令和3年度運行開始（令和3年9月まで）
11月	末まで	令和2年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付申請
12月	中旬～下旬頃	<b>第2回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催</b>
1月	下旬頃	令和2年度地域公共交通確保維持事業に係る事業評価報告
2月	－	
3月	中旬～下旬頃	<b>第3回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催</b>